

白老町観光パンフレット作成事業委託業務仕様書

1 目的

本業務は、本町の認知度向上及び観光地としての魅力を PR するため、従来よりも掲載情報を多様化させた観光パンフレットを作成し、本町の訪問を検討している観光客等に対し、本町の魅力を伝え、本町への観光誘客を促進することを目的とする。

2 業務委託の概要

- (1) 業務委託名：白老町観光パンフレット作成事業委託業務
- (2) 業務委託場所：白老町内及び委託者の指定する場所
- (3) 委託期間：契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

3 業務の内容

(1) 観光パンフレット全体の企画、デザイン等の作成

ア 町観光パンフレットに係る企画立案・デザイン・撮影・文書作成・多言語翻訳・レイアウト・編集・校正・イラスト（地図含む）など観光パンフレット作成に必要な全ての作業を実施すること。

イ 見やすさ、わかりやすさに配慮したデザイン色彩及びフォントを用いること。

ウ 写真、イラスト等の紙面構成に必要な資料等は受託者において入手することを基本とする。ただし、委託者が所有している写真や資料は可能な範囲で提供する。

エ 外国語版については、パンフレットで用いる外国語での文章等が対象国で使用される言語での意味と齟齬・乖離が発生しないよう、誰もが理解できる一般的な語句で翻訳を行うこと。

オ 校正は委託者が校了判断するまで行うものとする。

カ 町観光パンフレット作成に係り綿密に委託者と受託者が協議出来ること。

(2) 掲載する町内観光コンテンツの取材・撮影等

ア 町内の取材・撮影先については、観光施設、飲食店、自然景勝地等とする。

イ 町内各施設及び関係団体への取材・撮影の協力依頼及び関係先への掲載内容確認（校正）については、受託者が行うものとする。

(3) 製作業務全般の管理

ア 受託者は、委託者による紙面内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は、速やかに対応するものとする。

イ 最終校正完了後、委託者による確認を完了した後、印刷に取りかかるものとする。

(4) 観光パンフレットの印刷・製本及び納品

ア 規格 A5判、中綴じ（冊子形式）

イ 色数 全ページ4色印刷（フルカラー）

ウ 言語 日本語、外国語（英語、繁体字、簡体字、韓国語）

エ ページ数 46ページ（表紙、裏表紙、裏表紙片観音含む）

オ 紙質 ①表紙及び裏表紙 マットコート紙 135kg

②本文 マットコート紙 70kg

ただし、紙質については、色移りがしない加工を施すものとする。

カ 印刷部数 日本語 50,000 部

外国語 各 2,000 部

キ 納品先 白老町経済振興課

白老駅北観光インフォメーションセンター（ポロトミンタラ）

ク 納品日 納品日については、双方で協議の上、11月上旬から11月下旬とする。

(5) その他観光パンフレットの作成に必要な業務

4 業務の要件

(1) 観光情報ツールとして活用するため、道内外の誘客イベントやポロトミンタラでの配布が主となり、タビマエでの活用が多くなることが想定され、思わず手に取ってみたいくなるようなパンフレットとするため、表紙デザイン、掲載内容を工夫すること。

(2) 見る・食べる・買う・体験する・宿泊する等、旅行者が求められる情報を「白老町ならではの」の視点で魅力的かつわかりやすく伝えること。また、QRコード（注）等も活用することで各店舗・施設のホームページ等に誘導し、紙面では紹介しきれない情報を伝える工夫をすること。

（注）QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 白老町内で周遊性を高めるため、モデルコースを効果的に掲載し、町内での滞在時間の延長を促進し、かつ、読み手が読んで楽しく、理解しやすいもの。

(4) 見やすく工夫された地図（町内全体・白老市街地）を裏表紙片観音に掲載し、町内の位置関係等を視覚的に理解出来るようにすること。

(5) 道内外及び道内主要都市との交通アクセス情報を掲載すること。

(6) 全体的に魅力的な写真やイラスト、キャッチコピーを掲載し、読み手に対して本町への来町機運を醸成させることが出来る観光パンフレットにすること。

(7) 上記（1）から（6）のほか、特集やコラム等、本町への興味や来訪意欲の向上につながるような内容を受託者から自由に提案をできることとする。

5 成果品

(1) 白老町観光パンフレット

日本語 50,000 部

外国語（英語・繁体字・簡体字・韓国語）各 2,000 部

(2) パンフレットの電子データ

上記（1）観光パンフレットの電子データにつき、以下のものをCD、DVD、USBメモリなどで納品すること。

ア Adobe Illustrator 又はこれに準じたソフトウェアに対応するもの

イ アウトライン化済のデータ

ウ 低解像度 PDF ファイル（ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能なもの）

エ 高解像度 PDF ファイル（画像解像度 300dpi 以上）

オ 写真テキストデータ

6 業務体制

- (1) 本業務を円滑に進めるため、受託者は、本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。
- (2) 本業務にかかる責任者を必ず置くこと。

7 留意事項

(1) 特記事項

- ア パンフレットのデザイン及び掲載内容については、委託者と協議により決定するため、企画提案による掲載内容及びデザインは変更する場合がある。
- イ 本業務により、作成されるデザイン、写真等全ての著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託者に譲渡されるものとする。また、委託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。本著作物等の著作権は委託者に帰属することとする。
- ウ 成果品は委託者が自由に二次使用（印刷物の製作、ホームページ掲載等）できるものとする。
- エ この仕様に定めない事項については、別途協議を行う。

8 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者と受託者の十分な協議及び緊密な連携調整を行い、円滑かつ、効率的な実施に努めること。
- (2) 受託者は本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また本業務に用いた資料及び成果品等について委託者の許可なく公表若しくは貸与してはならない。
- (3) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合は速やかに委託者と協議すること。
- (4) 業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 本業務の実施に必要な経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、委託者は、契約金額以外の費用は負担しない。
- (6) 本業務を実施する上で委託者又は受託者が仕様書の変更を要すると判断した場合は双方協議の上、委託者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。
- (7) その他、成果物に関する疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上決定するものとする。